

問題行動等に関する処分等の基準（案）

千代田区教育委員会

千代田区立九段中等教育学校学則（平成 18 年教育委員会規則第 20 号。以下「規則」という。）第 28 条第 1 項に規定する教育委員会が定める基準は、下記のとおりとする。

記

1 懲戒処分の種類

懲戒処分は、前期課程においては訓告及び退学とし、後期課程においては訓告、停学及び退学とする。

2 懲戒処分を行うことができる場合

学校は、生徒が問題行動を起こした場合には、特別な指導を行い、問題の解決に向かうとともに、その後の学校生活が健全に営まれるようにしなければならない。但し、特別指導の範疇を超えたと認められる場合には、別表に示す基準を目安として懲戒処分を行うことができる。

3 懲戒処分の手続き

(1) 事実関係等の把握

学校は、問題行動の発生を知った場合には、事実関係等を正確に把握するため、直ちに必要な調査を行わなければならない。

【留意すべき事項】

- ①調査は、関係者からの事情聴取の他、可能な限り物証の確認も行うこと。
- ②事情聴取は、問題行動への関与が疑われる生徒や被害生徒（被害教職員）からだけでなく、より客観的な立場の生徒や教職員からも行うこと。また、可能な限りその他の関係者にも協力を求め、関係者からの事情聴取も行うこと。
- ③生徒からの事情聴取にあたっては、事実の確認だけでなく、当該生徒の思い、意見、弁明等も傾聴すること。また、生徒の心情に配慮し、特に被害生徒への事情聴取により二次被害が生じることなどがないように注意すること。
- ④問題行動への関与が疑われる生徒や被害生徒から事情聴取を行った場合は、当該生徒からの事情聴取の後、保護者同席の上で、再度の事情聴取を行うこと。
- ⑤聴取した事実関係は、可能な限り客観的な証拠資料（物証、客観的な立場の生徒や教職員からの証言など）による確認を行うこと。
- ⑥事情聴取や物証の確認は複数の教職員で行うこと。また、必要な場合には専門家の協力を求めること。
- ⑦事情聴取を行った場合には、詳細な聴取記録を作成し、可能であれば、作成した聴取記録は、被聴取者の前で全文を読みあげたうえで確認の自署を求めるなど、記録の正確性及び客観性を担保する手段を講じること。
- ⑧調査は、学校が問題行動を認識してから、おおむね 14 日以内に完了させるよう努めること。

問題行動を起こした生徒が逮捕されるなど特別な事情がある場合は、可能な範囲で可及的速やかに事実関係の確認を行うこと。

⑨事情聴取等を行うにあたっては、生徒や関係者の基本的人権に十分配慮するとともに、聴取の記録においては、個人のプライバシーの保護に十分配慮すること。

(2) 特別指導

学校は、問題行動があった場合には、特別指導において最後まで指導をしなければならない。ただし、特別指導の範疇を超えた場合には、懲戒処分を行うことができる。

【留意すべき事項】

- ①学校は、予め特別指導の手順を定め、これを生徒に周知すること。
- ②特別指導を行うにあたっては、指導方針又は指導計画を明らかにすること。
- ③特別指導を行う場合は、当該問題行動以前の指導経過、過去の指導事項や内容、保護者との連携状況、反省状況等についてまとめておくこと。
- ④指導の期間中も、生徒の学習権の保障に十分配慮すること。

(3) 処分方針案

校長は、特別指導を行ったにもかかわらず改善の見込みが全くなく特別指導の範疇を超えたと判断した場合、又は明らかに特別指導の範疇を超えた問題行動であると判断した場合には、懲戒処分を行うことができる。

校長は、懲戒処分を行おうとするときは、処分方針案を作成する。

【留意すべき事項】

- ①処分方針案を作成するにあたっては、事実関係及び指導過程が時系列で正確に把握できる記録を作成すること。また、必要に応じて再度の事情聴取を行うこと。
- ②処分方針案においては、懲戒処分の根拠となる事実関係を明らかにしたうえで、懲戒処分の内容及び理由を明示すること。
- ③処分方針案は、生徒の立ち直りの可能性を最大限考慮したものであること。
- ④懲戒処分は生徒の身分関係に重大な影響を及ぼすことから、処分方針案を作成するにあたっては、学校内において慎重に協議・検討し、教育委員会とも十分な相談を行うこと。ただし、いたずらに長期間に渡り生徒の地位を不安定な状態に置くことがないようにすること。
- ⑤懲戒処分の内容が訓告又は停学の場合は、処分方針案において今後の指導方針又は指導計画を明らかにすること。
- ⑥懲戒処分の内容が退学の場合は、退学処分が生徒の教育を受ける権利をはく奪して学校外に排除する処分であることから、「改善の見込」について特に慎重に検討すること。
- ⑦懲戒処分の内容が退学の場合は、事前に学校経営評議会の意見を聞くこと。同一の問題行動に起因する停学処分が通算して1か月を超える場合も同様とする。
- ⑧処分方針案は、教職員にその内容を周知し、共通理解を図ること。

(4) 通告

校長は、処分方針案を作成した場合は、速やかに対象生徒及びその保護者にその内容を通告し、生徒及び保護者に弁明及び意見表明の機会を付与しなければならない。

【留意すべき事項】

- ①通告は、対象生徒同席のもと、その保護者に対し校長が書面を交付することにより行う。
- ②通告にあたっては、通告の書面に、通告の日、処分庁である校長の職及び氏名、対象となる生徒及び保護者氏名（生徒の学年及びクラスを明記する。）、懲戒処分の種類（停学の場合はその期間）、懲戒処分の原因となった事実及び経緯、懲戒処分の理由及び根拠法令並びに弁明及び意見表明の手続きを記載すると共に、対象生徒及びその保護者に対し、書面の内容を明確に説明すること。
- ③弁明及び意見表明は、原則として校長にあて書面を提出することによる。書面の提出にあたっては、通告の日から7日以上期間の猶予を与えなければならない。
- ④弁明又は意見表明の書面が提出された場合は、校長は、その内容について検討する。検討にあたっては、学校内において慎重に協議し、教育委員会とも十分な相談を行うこと。また、必要があると認める場合は再調査を行うこと。
- ⑤校長は、検討の結果、処分方針案を変更する必要があると認めた場合は、新たな処分方針案を作成し、改めて通告の手続きを行う。処分方針案を撤回する必要があると認めた場合は、その旨を通告する。

(5) 決定

校長は、提出された弁明又は意見表明の書面の内容が、処分方針案を変更し、若しくは処分を撤回するに足りる十分な理由がないと認めた場合、又は弁明及び意見表明の期限を過ぎても書面の提出がなかった場合は、通告した処分方針案に従って懲戒処分を決定する。

【留意すべき事項】

- ①懲戒処分の決定は、職員会議又はそれに代わる手段により、改めて教職員の意見を聞いたうえで、校長が行う。
- ②懲戒処分の決定は、弁明又は意見表明の書面が提出された場合は、書面を受領した日から、提出がなかった場合は、提出の期限とされた日から、原則として7日以内に行わなければならない。再調査等を行う必要があるため7日以内に決定ができないと認められる場合には、その旨を対象生徒及び保護者に通知すること。
- ③懲戒処分を決定した場合は、教職員に改めてその内容を周知し、共通理解を図ること。

(6) 執行

校長は、懲戒処分を決定した場合は、速やかに執行しなければならない。

【留意すべき事項】

- ①懲戒処分の執行は、対象生徒同席のもと、その保護者に対し校長が、懲戒処分の決定通知書を交付することにより行う。
- ②決定通知書には、懲戒処分の日、処分庁である校長の職及び氏名、対象となる生徒及び保護者の氏名（生徒の学年及びクラスを明記する。）、懲戒処分の種類（停学の場合はその期間）、懲戒処分の原因となった事実及び経緯、懲戒処分の理由及び根拠法令並びに懲戒処分の内容に不服がある場合の裁判上の手続きについての教示を記載すると共に、決定通知書に記載の内容を改めて説明すること。
- ③懲戒処分の内容が訓告又は停学の場合は、処分方針案において示された今後の指導方針又は

指導計画について改めて対象生徒及び保護者に対し説明すること。

(7) その他留意すべき事項

- ①問題行動の把握から懲戒処分の執行に至るまでのすべての関係文書等は、文書管理に関する規程に従い、適正な管理を行うこと。
- ②管理する文書等について情報公開請求又は自己情報開示請求等があった場合には、法令の定めに従い、適正に対応すること。

【別表】懲戒処分の目安

指導案件	懲戒処分		
	訓告	停学	退学
交通ルールに係る不当行為	●	●	
飲酒、喫煙に関わる行為	●	●	
定期考査等での不正行為	●	●	
授業妨害、校内での暴言、指導拒否等学校運営に支障を与える行為	●	●	
器物損壊行為（校外外）	●	●	
情報システムを不正に利用し又は侵害する行為（校外外）	●	●	
窃盗、占有離脱物横領、詐欺等他人の財産を不当に領得する行為（校外外）	●	●	
爆破予告等業務を妨害する行為（校外外）	●	●	
著作権を侵害する行為	●	●	
買売春行為	●	●	
いじめに至らない誹謗中傷行為（SNS等を利用したものを含む）	●	●	
いじめ、いやがらせ行為（SNS等を利用したものを含む）	●	●	●
わいせつ行為（校外外におけるのぞき、盗撮を含む）	●	●	●
薬物乱用		●	●
殺人、暴行、傷害等生命・身体等への重大な侵害行為		●	●
放火等社会法益への重大な侵害行為		●	●
その他の問題行動	●	●	●

※加重要件

次の各号のいずれかに該当する場合には、定める基準よりも重い処分を行うことができる。

- ①同時に複数の問題行動があった場合
- ②以前に問題行動を起こし特別指導又は懲戒処分を受けた者が再度問題行動を起こした場合
- ③問題行動が集団的又は計画的に行われるなど行為の態様が悪質な場合